

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び
銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令 新旧対照表

目 次

一 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）	1
二 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）	2

一 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）

改正案	現行
<p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 法第二百六十五条の三第二項の規定により機構に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を加入しようとする機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二～六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 法第二百六十五条の三第二項の規定により機構に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を加入しようとする機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する委員会設置会社をいう。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二～六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

二 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）

改正案	現行
<p>（機構の会員となる手続）</p> <p>第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下この条において「外国銀行支店」という。）の場合にあつては同項の規定により当該外国銀行支店の取締役とみなされた者、法第二条第三号及び第四号に掲げる者の場合にあつては理事及び監事）の氏名</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（機構の会員となる手続）</p> <p>第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下この条において「外国銀行支店」という。）の場合にあつては同項の規定により当該外国銀行支店の取締役とみなされた者、法第二条第三号及び第四号に掲げる者の場合にあつては理事及び監事）の氏名</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>